

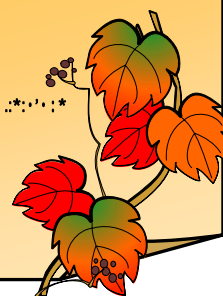
政策法務ニュースレター

...現場の課題を解決するルールを創造するために...*

2010.10.5

VOI. 7-2

<http://www.pref.chiba.lg.jp/seihou/gyoukaku/newsletter/>



本号の内容

審査基準・行政指導の基礎知識

政策法務主任制度について

～政策法務主任インタビューから～

千葉県 総務部 政策法務課 政策法務室 中庁舎 6F

電話 043-223-2157 FAX 043-201-2612

Eメール houmu35@mz.pref.chiba.lg.jp

審査基準・行政指導の基礎知識

政策法務は条例をつくることと思われがちですが、それだけではありません。抽象的に定められている法令や条例を現実に即して解釈して、実行すること（執行法務）も大切なことです。

そこで、今回は、執行法務で忘れてはならない行政手続制度の中でも、特に訴訟問題になりやすい「審査基準」と「行政指導」について、Q&A形式でご紹介します。



審査基準

Q：審査基準とは何ですか？

A：許認可等の要件をわかりやすくしたものが審査基準です。法律や条例に規定されている許認可等の要件は抽象的であることが多く、そのまま許認可等の判断をすることは困難なことが一般的です。そこで、許認可等の判断をするために必要な基準として、審査基準が定められます。

●行政手続法 2 条 8 号ロ（条例 5 条 1 項）●

審査基準（申請により求められた許認可等をするかどうかをその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。）

Q：法令で許認可等の判断基準が言い尽くされているので、審査基準を定めなくてもいいですか？

A：たしかに、法令で具体的な基準が示されていることはあります。しかし、それを読んだ

だけで申請をしようとする者や私たち職員は内容を理解できますか。この機会に、本当に言い尽くされているか再考してみてください。行政手続法・行政手続条例では、行政庁の恣意的な判断をなくし、申請に対して公正な取扱いをするために、許認可等の具体的な判断基準を審査基準として定めることを義務付けています。もし判断基準を要綱やマニュアルで定めていたとしたら、実はそれは行政手続制度上の審査基準だということになるかもしれません。

●行政手続法 5 条●

行政庁は、審査基準を定めるものとする。
行政庁は、審査基準を定めるに当たっては、許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

Q：審査基準を見せてほしいと言われたら？

A：審査基準は公にしておかなければならないと定められています。公にすると審査基準を秘密にしないという意味であり、窓口で備

え付けることで、義務を果たすことができます。しかし、窓口で初めて審査基準を見られるというのでは、申請者から不親切と思われるかもしれません。そこで千葉県は、より申請者の立場を考えた方法として、審査基準を千葉県ホームページに掲載する方針をとっています。

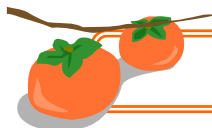
● 行政手続法 5 条 3 項（条例 5 条 3 項） ●

行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、法令により申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかねばならない。

< 裁判例 > 医師国家試験受験資格認定事件

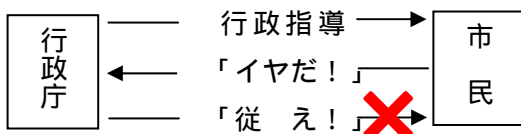
（東京高判平成 13 年 6 月 14 日）

中国籍で中国の医師資格を有する者が、日本の医師試験の受験資格の認定申請を却下されました。国は審査基準を公にしておらず、また却下の理由も十分に示さなかったため、違法であるとされました。



行政指導

行政指導の原則（イメージ）



自治体法務検定委員会編『自治体法務検定公式テキスト政策法務編』
P240（第一法規、2009 年）より

Q：行政指導とはどのようなものですか？

A：行政目的の円滑な達成を目的として行う、協力要請のことです。

● 行政手続条例 2 条 6 号 ●

行政指導 県の機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって処分に該当しないものをいう。

Q：行政指導に相手が協力してくれません。

A：行政指導は法的拘束力がないので、相手方がそれに協力するかは自由です。ということは、従わない可能性もあるということです。

従わないときでも、相手方に必要な情報を提供しないなど、不利益な取扱いをしてはいけません。



● 行政手続条例 30 条 ●

行政指導にあつては、当該行政指導に携わる者は、県の機関の任務又は所掌事務の範囲を逸脱してはならないこと及び当該行政指導の内容が相手方の任意の協力によってのみ実現されるものであることに留意しなければならない。

行政指導に携わる者は、その相手方が当該行政指導に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

Q：行政指導に従ってくれるまで、申請書を受け付けなくてもいいですか？

A：申請者が行政指導に従わない場合でも、従うまで申請書を受け付けなかったり、審査や応答を引き延ばしたりすることは基本的には認められません。

● 行政手続条例 31 条 1 項 ●

申請の取下げ又は内容の変更を求める行政指導にあつては、当該行政指導に携わる者は、申請者が当該行政指導に従う意思がない旨を表明したにもかかわらず当該行政指導を継続すること等により当該申請者の権利の行使を妨げてはならない。

< 裁判例 > 品川マンション事件

（最判昭和 60 年 7 月 16 日）

申請者が行政指導にもはや協力できないとの意思を真摯かつ明確に表明し、直ちに申請に応答すべきことを求めているものと認められる場合、特段の事情がない限り、それ以降の行政指導を理由とする処分の留保は違法とされました。



Q：「行政指導に従わないなら不許可にするよ」と言っているんですか？

A：許認可等を行う権限などを笠に着て「拒否処分をしますよ」「取消しますよ」と威嚇して申請内容の変更や取り下げの行政指導に従わせたりしてはいけません。



● 行政手続条例 32 条 ●

許認可等を行う権限又は許認可等に基づく処分を行う権限を有する県の機関が、当該権限を行使することができない場合又は行使する意思がない場合において行う行政指導にあっては、当該行政指導に携わる者は、当該権限を行使し得る旨を殊更に示すことにより相手方に当該行政指導に従うことを余儀なくさせてはならない。

Q：申請者から、行政指導の内容を文書でほしいと言われました。出さないとダメですか？

A：書面の交付を求められたら、行政庁は行政指導の趣旨、内容、責任者を記載して、申請者に交付しなくてはなりません。

● 行政手続条例 33 条 ●

行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならない。

行政指導が口頭で行われた場合において、その相手方から前項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

(略)



今回は、特に訴訟問題になりやすいものとして、審査基準と行政指導について取り上げました。その他にも、「理由の提示」や「意見陳述手続」などがあります。適宜参考文献をご参照ください。



● 参考文献

- ・ 宇賀克也『行政手続法の解説』〔第五次改訂版〕(学陽書房 2005 年)
- ・ (財)行政管理研究センター『逐条解説行政手続法』〔H18 年改訂版〕(ぎょうせい 2006 年)



コラム

～ 政策法務 1 年生成長期 ～

実りの秋。政策法務 1 年生は、まだまだ熟すには至っておりません。精進あるのみ！

最近、通勤電車の中で読んでいるのが『論語』。学校で習った「温故知新」などの言葉に再び接すると、とても新鮮な気持ちになります。これまでも、子どもに論語を音読させたり、歴史ブームなどあったりしましたが、歴史から学ぶことは、まだまだ多くありそうです。

さて、政策法務の「温故知新」は何でしょう。自治体行政についての判例を読むことかもしれません。

これまで蓄積された多くの判例は、政策課題の宝庫であり、有益な資料集であるともいわれています。行政と住民などとのやりとりを通じて法律上の論点について裁判所が判断を下し、自治体職員として学ぶべき様々な課題や要素をたくさん提供してくれています。徳島市公安条例事件、武蔵野マンション事件など、どこかで判例名など聞いたことがあるかもしれませんね。

政策法務の視点では、争訟まで想定したリスクの検討が行政にも求められつつあります。行政の対応のどこに問題があったのか、どうすれば住民と理解することができたのかなど、判例から政策法務のエッセンスを学び取り、行政サービスの充実や改善につなげていきたいものです。

鈴木庸夫編『政策法務の理論と実践』7601～7612 ページ参照



政策法務主任制度について

～政策法務主任インタビューから～



各課等が政策法務の視点で行政課題の解決を図るにあたり、その支援のために各部主管課に政策法務主任（政策法務課兼務職員）が平成 20 年度から配置されています。その主な業務は政策法務委員（各部次長）のスタッフの役割と、各部の「法律相談」であり、様々な案件に携わっています。

今回は、9 人の政策法務主任のうちお二方へのインタビューから、その業務内容について紹介します。

1 政策法務主任業務について

Q：まず、政策法務主任の業務量はどのように感じていますか？

甲さん：業務量的には今の業務の半分くらいだと思うが、量よりも相談依頼がいつ来るかわからないことが不安。自分の本来業務の状況次第では、迅速な対応は難しいかも知れない。

乙さん：法律相談件数が少ないので、想像していたより業務量は少ない。

Q：政策室員の立場で、「次長のスタッフ」という役割は難しいですか？

甲さん・乙さん：次長のスタッフと言う制度設計ができていますので、そういうことは感じていない。室長・課長に対しては政策法務委員会の復命はしているし、法律相談も案件の内容に応じて適宜報告している。

2 法律相談業務

Q：法律相談は、すぐに対応できましたか？

甲さん・乙さん：法律相談の整理は、自分の過去の経験から対応しているところがある。入庁したばかりだったら無理だったと思う。

Q：法律相談業務を担当して、個人としてプラスだったと思うことはありますか？

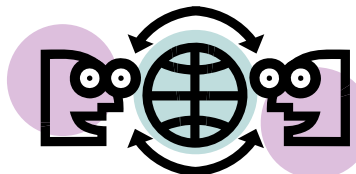
甲さん：まず業務を根拠法令から解きほぐして確認するというのが良い復習になった。部内全体、各課の業務も把握できるので、県庁職員としてのスキルが上がったように思う。

乙さん：これまでの仕事で、各論（事業法等）で考えることはしていたが、総論から考える経験はあまりなかったもので、よい勉強になった。

Q：逆に、困ったことや、心配になったことなどはありますか？

甲さん：やはり、心配なのは業務量。また、相談の論点を整理するためにも、問題点を把握するコツをつかむ必要があると感じている。

乙さん：相談が少ないのは、自分が忙しそうにしているからではないか。



本来政策法務主任として把握すべき問題が見通されていのではないかと心配。また、部局内で法的なリスク管理の体制が整っていないと感じている。

3 今後の法律相談・主任制度

Q：法律相談業務・主任制度の今後についてご意見をお願いします。

甲さん：主任が一人で対応するのは厳しい。案件を複数人で複数の目で検討したい。また、法律相談は非常に勉強になるので、自分だけでは正直「もったいない」と思う。政策室の複数人が法律相談に参加し、検討することで、室員の能力向上につながると思う。

乙さん：主任が窓口になるにしても、法務の事務分掌を政策室の何人かに入れて欲しい。次長が政策法務委員で主任は次長のスタッフなのだから、次長をキャップの法務チームとしてはどうか。政策室の機能強化にもなると思う。また、各課にも法務担当が必要ではないか。

甲さん、乙さん、ありがとうございました！

法律相談のススメ

● 法律相談は、まず政策法務主任へ！ ●

「業務に当たって法的な検討が必要」「困難事案が発生して法的整理を行いたい」などの場面で、法律相談を利用してください！

政策法務主任に法律相談をするに当たっては、あらかじめ、案件の経緯、問題点、処理方針等の検討・整理をお願いします。

